

佐賀県地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく総合的な取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 この補助金の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する医療機関（診療報酬により地域医療体制確保加算を取得しているものを除く。）であって、第7条に掲げる事項を満たすものとする。

- (1) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間（申請年度前年の1月から12月までの1年間における実績とする。以下この条において同じ。）で1,000件以上2,000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
- (2) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
- (3) 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関
ア 周産期医療、小児救急医療、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合
- (4) その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、医師の労働時間短縮に向けた取組として、第7条第3号における医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、第3条に定めた総合的に実施する事業に要する経費とする。

- 2 前項の経費については、医療機関が診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。

(交付額の算定方法等)

第5条 交付額の算定方法は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該医療機関が病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数(療養病床除く。第2条第3号において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は、病床機能報告における同時点での精神科病床の最大使用病床数とする。ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。)1床当たり133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、第4条第1項の経費から寄付金その他の収入額を控除した額に対してそれぞれ(2)の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。
- (2) 補助率
 - ア 資産形成経費：4分の3
 - イ その他経費：10分の10

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の要件)

第7条 補助金の交付を受けようとする医療機関は、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- (2) 月の時間外・休日労働時間が80時間を超える医師を雇用している、若しくは雇用を

予定している医療機関で、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 36 条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36 協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えた 36 協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。ただし、本事業の対象医療機関であって、他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間がやむを得ず長時間となる医療機関及び当該派遣医師を受け入れる医療機関については、年の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えた 36 協定の締結や締結の検討を行うことについての要件は適用しない。

※派遣受入医療機関においては、別紙 4「勤務医の労働時間短縮に向けた体制等確認書」の（1）イ（オ）に派遣元となる医療機関名を記載すること。

（3）令和 6 年 3 月までに

- ・地域医療確保暫定特例水準（以下「B 水準」という。）指定を予定している医療機関（B 水準医療機関に求められる医療機能を満たす医療機関に限る。）については、B 水準対象業務に従事する医師については、年の時間外・休日労働時間が 1860 時間以下、それ以外の医師については年の時間外・休日労働時間が 960 時間以下
 - ・前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が 960 時間以下
- となるよう次のア及びイに留意し、当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

ア 現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組内容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。

イ 計画の作成に当たっては、次に掲げる（ア）～（キ）の項目を踏まえ検討した上で、必要な事項を記載すること。

- （ア）医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容（例えば、初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導など）
- （イ）勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
- （ウ）前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）
- （エ）予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
- （オ）当直翌日の業務内容に対する配慮
- （カ）交替勤務制・複数主治医制の実施
- （キ）育児・介護休業法第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条の規定による措

置を活用した短時間正規雇用医師の活用

- (4) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容等のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）
 - イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上（民間事業者の場合は 30 万円以上）の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管すること。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上（民間事業者の場合は 30 万円以上）の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は第 5 号に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第 5 号により速やかに知事に報告すること。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を県に返還すること。

- 2 前項第2号又は同項第3号の規定により、知事に変更又は中止若しくは廃止の承認を受けようとする場合には、第6条に定める申請手続に準じて行うものとする。
- 3 第1項第2号の規定により知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は様式第2号のとおりとし、同項第3号の規定により知事に中止又は廃止の承認を受けようとする場合の中止（廃止）承認申請書は様式第3号のとおりとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から30日間とする。

（交付決定の取消し等）

- 第10条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件、その他法、令、規則若しくはこの要綱に基づく指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。
- 2 前項の規定により、交付決定を取消した場合には、補助金を返還させることができる。

（実績報告）

- 第11条 規則第12条に規定する実績報告書は様式第4号のとおりとする。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して1月以内（第8条第1項第3号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月以内）又は補助金等の交付の決定に係る県の会計年度の3月31日のいずれか早い日までとし、その提出部数は1部とする。

（補助金の交付）

- 第12条 この補助金は、知事が必要と認めたときは、概算払で交付できるものとする。
- 2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は様式第6号のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月20日から施行し、令和4年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和5年度に係る補助金から適用する。